

知財法務の勘所Q&A（第22回）

ソフトウェア・プログラムのリバース・エンジニアリング



アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 崎地 康文

Q1 ソフトウェア・プログラムとは何でしょうか。

A1 法律上、プログラムとは、「電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したもの」と定義されています（著作権法2条1項10の2号）。法律上の定義は理解しづらいですが、噛み砕いていえば、Microsoft社の「ワード」や「エクセル」等が、ソフトウェア・プログラムにあたります。

ソフトウェア・プログラムを作成するには、まず、人間にも理解可能なプログラミング言語を用いて記述されます。これをソース・コードといいます。ソース・コードは、人間が理解できるように記述されますが、ソース・コードそのままですと、PCやスマートフォン等のコンピュータは、指令を理解することができません。そこで、ソース・コードを、コンパイラという翻訳機にかけて、PCやスマートフォン等が読み取り可能な0と1の羅列から構成される言語に変換します。この0と1から構成される、コンピュータが読み取り可能な形式のものを、オブジェクト・コードと呼びます。

オブジェクト・コードを用いて、ソフトウェア・プログラムをコンピュータにインストールすることによって、そのコンピュータで該当のソフトウェアを用いることができるようになります。従前は、このように、オブジェクト・コードをユーザに配布して、ユーザのコンピュータにインストールさせる形態が一般的でしたが、近年は、ユーザのコンピュータにソフトウェア・プログラムをインストールするのではなく、インターネット・ブラウザを通じてソフトウェアの機能を提供するSoftware as a Service (SaaS) という形態が主流となってきています。例えば、Google社が提供するGmailやGoogleカレンダーなどが、これにあたります。

Q2 ソフトウェア・プログラムは、どのような法律で守られているのでしょうか。

A2 ソフトウェア・プログラムの保護に関して定めた単一の制定法はありませんが、ソフトウェア・プログラムは、主に、著作権法、特許法及び不正競争防止法により、保護